第二十条第五項第二号及び第二十一条第四項第二号中「及び年度計画」を削る。

第二十二条第一項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六　当該国立大学法人から委託を受けて、当該国立大学法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。以下この号及び第二十九条第一項第五号において同じ。）の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対し、出資を行うこと。

七　当該国立大学における研究の成果を活用する事業（第三十四条の五第一項に規定する事業を除く。）であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。

第二十二条第二項中「前項第六号」の下に「から第八号まで」を加え、「同項第七号」を「同項第九号」に改める。

第二十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならない。

第二十五条第二項第一号中「及び年度計画」を削る。

第二十五条の二中「機構長」の下に「（当該役員が機構長である場合にあっては、機構長及び次条において読み替えて準用する第十二条第二項に規定する機構長選考・監察会議）」を加える。

第二十六条中「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に、「学長選考・監察会議」を「学長選考・監察会議」に、「機構長選考会議」を「機構長選考・監察会議」に、「第二十一条第二項第三号又は第四号」を「第二十一条第二項第二号から第四号まで」に、「第二十八条第二項第三号」を「第二十八条第二項第二号」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に、「掲げる」を「定める」に改め、「別表第二」と」の下に「、第十七条第四項中「第十一条の二」とあるのは「第二十五条の二」と」を加える。

第二十七条第四項第二号及び第二十八条第三項第二号中「及び年度計画」を削る。

第二十九条第一項第四号中「次号」を「第六号及び第七号」に改め、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　当該大学共同利用機関法人から委託を受けて、当該大学共同利用機関法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対し、出資を行うこと。

六　当該大学共同利用機関における研究の成果を活用する事業（当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を除く。）であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。

第二十九条第二項中「前項第五号」の下に「から第七号まで」を加え、「同項第六号」を「同項第八号」に改める。

第三十一条第二項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号に掲げる措置の実施状況に関する指標

第三十一条の二の前の見出し中「各事業年度に係る」を「中期目標の期間における」に改め、同条第一項中「毎事業年度の終了後、当該事業年度が」を削り、「いずれに該当するか」を「区分」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「当該事業年度における業務の実績及び」を削り、同号を同項第二号とし、同号を同項第三号とし、同項第三号中「当該事業年度における業務の実績及び」を削り、同号を同項第二号とし、同条第二項中「各事業年度」を「同項各号に掲げる事業年度」に、「同項第一号、第二号又は第三号」を「当該各号」に改める。

第三十一条の三第一項中「同項第一号、第二号又は第三号」を「同項各号」に、「同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価にあっては、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならず、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価にあっては」を「評価委員会は」に改め、「尊重して」の下に「前条第一項の評価を」を加え、同条第三項中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第三十一条の四第一項中「第三十一条の二第一項第二号」を「第三十一条の二第一項第一号」に改める。

第三十四条の五第一項中「研究の成果を活用する事業であって政令で定めるもの」を「技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業」に改める。

第三十五条中「、第三十一条」及び「（同法第三十一条第一項の規定を除く。）」を削り、同条の表第十四条第一項の項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改め、同表第十四条第三項の項中「第十二条第七項」を「第十二条第六項」に改め、同表第二十六条の項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改め、同表第二十八条の四の項中

第三十条第一項の中期計画及び第三十一条第一項の年度計画、第三十五条の五第一項の中長期計画及び第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画	同法第三十一条第一項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）及び第三十一条第一項の年度計画

を

第三十条第一項の中期計画及び第三十一条第一項の年度計画、第三十五条の五第一項の中長期計画及び第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画並びに	同法第三十一条第一項に規定する中期計画及び年度計画
とともに、毎年度	とともに

に改め、同表第三十一条第一項の項及び第三十一条第二項の項を削り、同表第三十九条第一項の項中「国立大学法人等」の下に「（国立大学法人法第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。）」を加え、同表第四十四条第三項の項中「同条第二項第六号」を「同条第二項第七号」に改め、同表第四十五条第一項の項中「第三十一条第二項第四号」を「第三十一条第二項第五号」に改め、同表第四十八条の項中「第三十一条第二項第五号」を「第三十一条第二項第六号」に改め、同表第五十条の四第二項第四号の項中「第三十二条第一項」の下に「の評価（同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。）」を加え、「第三十一条の二第一項」を「第三十一条の二第一項第二号に定める中期目標の状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならず、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価にあっては」を「評価委員会は」に改め、「尊重して」の下に「前条第一項の評価を」を加え、同条第三項中「同項第二号」を「同項第一号」に改める。

第三十一条の四第一項中「第三十一条の二第一項第二号」を「第三十一条の二第一項第一号」に改める。

第三十四条の五第一項中「研究の成果を活用する事業であって政令で定めるもの」を「技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業」に改める。

第三十五条中「、第三十一条」及び「（同法第三十一条第一項の規定を除く。）」を削り、同条の表第十四条第一項の項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改め、同表第十四条第三項の項中「第十二条第七項」を「第十二条第六項」に改め、同表第二十六条の項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改め、同表第二十八条の四の項中

第三十条第一項の中期計画及び第三十一条第一項の年度計画、第三十五条の五第一項の中長期計画及び第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画	同法第三十一条第一項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）及び第三十一条第一項の年度計画

を

第三十条第一項の中期計画及び第三十一条第一項の年度計画、第三十五条の五第一項の中長期計画及び第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画並びに	同法第三十一条第一項に規定する中期計画及び年度計画
とともに、毎年度	とともに

に改め、同表第三十一条第一項の項及び第三十一条第二項の項を削り、同表第三十九条第一項の項中「国立大学法人等」の下に「（国立大学法人法第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。）」を加え、同表第四十四条第三項の項中「同条第二項第六号」を「同条第二項第七号」に改め、同表第四十五条第一項の項中「第三十一条第二項第四号」を「第三十一条第二項第五号」に改め、同表第四十八条の項中「第三十一条第二項第五号」を「第三十一条第二項第六号」に改め、同表第五十条の四第二項第四号の項中「第三十二条第一項」の下に「の評価（同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。）」を加え、「第三十一条の二第一項」を「第三十一条の二第一項第二号に定める中期目標の